



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B30巻一管理型医療

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B30 卷一管理型医療

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B30 卷－管理型医療

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に commentletters@ifrs.org までご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

管理型医療

産業に関する記述

「管理型医療」産業は、個人、企業、メディケア及びメディケイド加入者のために健康保険商品を提供する。企業はまた、自己積立型の保険制度に対し管理サービス及びネットワークへのアクセスを提供し、薬剤給付を管理する。管理型医療の加入者は伝統的には就業率と相関があり、売上は医療費の増加に左右されてきた。米国の患者保護及び医療費負担適正化法(Patient Protection and Affordable Care Act (PPACA))は保険に未加入の大人の比率を引き下げ、この産業の制度に対する追加的な需要を生み出した。しかし、立法上の立法上の不確実性と、医療費の削減に焦点を当てることは、価格を引き下げるプレッシャーを生み出す可能性があり、引き続き、この産業における統合を促す可能性がある。また、患者の結果及び制度のパフォーマンスに焦点を当てることで、引き続き、この産業のサステナビリティに関するリスク及び機会を形作る。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
気候変動が人の健康に与える影響 (impacts)	気候変動が事業オペレーションに及ぼす影響 (effects) に対処する戦略、並びに、病気及び疾患の地理的発生率、罹患率及び致死率の変化により生じる特定のリスクをリスクモデルに組み込む方法の説明	説明及び分析	該当なし	HC-MC-450a.1

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
プランタイプ別の加入者数	定量	数	HC-MC-000.A

気候変動が人の健康に与える影響

トピックサマリー

気候変動に伴う異常気象の増加は、健康に重大な（significant）影響を及ぼす可能性がある。これらの事象は、潜在的な感染症の蔓延並びに食料及び水不足と相まって、保健医療制度の利用増加を通じて、「管理型医療」産業に重要性がある（material）影響（implications）を与える可能性がある。異常気象並びに病気及び疾患の発生率、罹患率及び致死率の潜在的な変化がもたらすリスクに対処できる企業は、株主価値を守るにあたり有利な立場に立つ場合がある

指標

HC-MC-450a.1. 気候変動が事業オペレーションに及ぼす影響（effects）に対処する戦略、並びに、病気及び疾患の地理的発生率、罹患率及び致死率の変化により生じる特定のリスクをリスクモデルに組み込む方法の説明

- 1 企業は、気候変動の影響（effects）に関連する重大な（significant）リスクに対処するための戦略的ビジネス・アプローチについて説明しなければならない。これには、以下の病気及び疾患の側面の変化が含まれるが、これらに限定されない。
 - 1.1 地理的発生率
 - 1.2 罹患率
 - 1.3 致死率
- 2 関連する開示には、以下の内容の説明を含める場合があるが、これらに限定されない。
 - 2.1 アレルギー反応、喘息率及び高温による（heat-induced）病気の増加
 - 2.2 マラリア、デング熱、及び、その他の病原媒介生物による熱帯病の非熱帯地域への移動
 - 2.3 自然災害の発生率の増加によるコレラなどの水を媒介とする疾患の増加
 - 2.4 食糧の入手可能性の低下による栄養失調などの人の発達障害の発生率の増加
- 3 企業は、売上、コスト、又は計画の妥当性に予測される影響（impacts）について説明しなければならない。
- 4 企業は、気候変動の影響（effects）をどのようにリスク評価及びリスク調整活動に組み込んでいるかについて説明する場合がある。